

令和8年 町民税・県民税の申告相談について

○所得税の申告相談（確定申告）もあわせて行います。

○対象地区で申告できない方は、対象地区が全町の只見・朝日・明和公民館が申告相談会場の際に申告ください。

○申告受付の町民税務係職員は各会場に出かけます。役場庁舎では申告相談をお受けできませんので、各会場で申告されるようにご協力をお願いします。

◎申告をしなければならない方

令和8年1月1日現在、只見町に住所があり、

令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に次のような収入のあった方。

- ・営業、農業、地代・家賃、配当、譲渡、満期返戻金などの収入のあった方。
- ・給与や賃金、報酬などを2ヶ所以上から受けている方。
- ・給与所得者で年末調整をされていない方。
- ・年金を2ヶ所以上から受給されている方。
- ・年金受給者（昭和36年1月1日以前生まれ：65歳以上）で収入額110万円以上。
- ・年金受給者（昭和36年1月2日以後生まれ：65歳未満）で収入額60万円以上。
- ※ただし、収入のない方でも、国民健康保険に加入している方、並びに障害年金（短期受給者、国民年金保険料免除申請、後期高齢者医療保険、介護保険などで、所得証明が必要な場合がありますので、できるだけ申告するようにして下さい。

◎申告期間・申告会場

・期間と会場は日程表のとおりです。

・税務署から通知のあった方は、税務署へ直接提出されるか、通知書を申告会場へ持参してください。

◎申告にお持ちいただくもの

○収入がわかるもの

（給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、保険等の支払通知書など）

○営業、農業、不動産の所得のある人は、収入支出のわかるもの

（※経費の領収書等は科目ごとに必ず集計・整理して持参下さい）

○各種所得控除を受けられる場合は

- ・社会保険料控除…国民年金の控除証明書、後期高齢や介護保険料などの領収書
- ・生命保険料控除…控除証明書
- ・地震保険料控除…控除証明書
- ・障害者控除…障害者手帳または控除認定書等
- ・医療費控除…領収書等（※医療を受けた人、病院ごとに整理して下さい）
- ・セルフメディケーション税制…①予防接種等の領収書（原本）又は健康診断書の結果通知書の写し等
②対象医薬品購入の領収書等

○マイナンバー制度導入に伴い、申告書に、マイナンバーの記載が必要になります。

申告相談会場にお越しの際は、次の書類をご持参ください。

- ・マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード。
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードまたはマイナンバー入りの住民票と、運転免許証または被保険者証など本人確認ができる書類を一つ。

次に該当する方は、収入や支出の分かる精算販売通知等・領収書や納入通知書・契約書・証明書等により収支内訳を整理し申告会場においてください。（集計した資料を持参してください。）

※ 平成26年1月から個人の白色申告の方で、農業や事業、不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が義務化されています。該当する方は、申告会場に帳簿をご持参ください。

◆ 農業収入のある方（農地を耕作し作物を作っている方、ただし家庭菜園程度は除く）

申告には 収入金額の書類（JA販売精算通知書・生産者別検査結果通知書（米屋）等・庭先販売書・家事消費（保有米）・事業消費（贈答用）の数量、金額・自家用野菜の作付面積等）や経費の書類（育苗費、肥料費、農薬費、燃料光熱水費等の領収書等）とそれらを収支内訳書類に整理し持参ください。

◆ 営業収入のある方（商店・食堂・理容・美容・大工・左官・板金業などの収入）

仕入れや売上・必要経費の明細書や給与の支払書などから収支内訳書を作成し持参ください。

◆ 譲渡収入のある方（土地や家屋などの売買による収入）

領収書や譲渡金額が分かる書類を持参ください。

◆ 不動産収入のある方（土地や家屋などの貸付けによる収入）

農業経営をされておらずに、農地を貸して受領した小作料も不動産収入になります。
契約書や領収書を持参ください。（米など現物で受け取った場合も対象になりますので、受取った数量がわかるようにしてください。）

◆ 山林収入のある方（山林の伐採や売買による収入）

領収書や収入金額が分かる書類を持参ください。

◆ その他の収入のある方（耕賃収入、分配金、配当金、契約に基づく年金などの収入）

収入・支出の明細書から収支内訳書を作成し根拠資料を持参ください。

※ 町民税・県民税の計算方法

均等割、所得割及び森林環境税を合算したものが税額となります。

① 均等割 町民税 3,000円 県民税 2,000円

（※1）県民税均等割の額には、森林環境税（県税）1,000円が含まれています。

（森林環境税（県税）は令和8年4月1日より

「ふくしま森林（もり）づくり県民税」に名称が変更）

② 所得割 収入金額 - 必要経費 = 所得金額

所得金額 - 所得控除額（別表のとおり） = 課税所得金額

課税所得金額 × 税率（町民税6%、県民税4%） = 税額

③ 森林環境税（国税） 1,000円

（※2）令和6年度より均等割と併せて課税されています。税収の全額が、森林環境

贈与税として地方に贈与され、森林整備及びその促進の費用として利用されます。

※平成27年4月より寄付金のワンストップ特例制度が開始されました。この制度は確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄付先が5自治体以内であれば確定申告が不要となる制度です。ワンストップ特例制度を受けるためには各寄付先の自治体に申請書の提出が必要となります。